

- (5) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により中学校教諭二種免許状の授与を受けることができます。(免許法別表第8)

受けようとする免許状の種類			中学校教諭二種免許状		
基礎資格			小学校教諭普通免許状を有していること。	高等学校教諭普通免許状を有していること。(備考2)	
在職年数(備考3)			3	3	
科目名			単位数		
教科に関する専門的事項に関する科目		各科目につき、免許法施行規則第4条第1項に定められている第2欄の科目〔附表1〕	10		
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	第二欄	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法(備考5)	2	2
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法		1
			生徒指導の理論及び方法	2	2
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。		
大学が独自に設定する科目(備考4)				4	
合計			14	9	

備考 1 各単位は、認定課程（前記（1）備考3）によるほか、他の課程（免許法認定講習等）においても修得することができます。

2 高等学校教諭普通免許状を有する者が次の表の中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合は、次の表の教科の高等学校教諭普通免許状を有する必要があります。（免許法施行規則 第18条の3第2項）

中学校教諭二種免許状の教科	高等学校教諭普通免許状の教科
国語	国語
社会	地理歴史又は公民
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
技術	工業又は情報
家庭	家庭
外国語（英語その他外国語ごとに応ずる。）	外国語（英語その他外国語ごとに応ずる。）
宗教	宗教

3 基礎資格を取得した後、基礎資格となる免許状又は授与を受けようとする免許状に係る学校等において、基礎資格の教科を担当する教諭又は講師（基礎資格にかかる特別支援学校の相当部の教諭又は講師を含む。）として在職することが必要となります。

4 「大学が独自に設定する科目」については、免許教科に応じ次の表のとおり教科に関する科目〔附表1〕の単位を含めて修得することが必要となります。（免許法施行規則 第18条の2備考3号）

受けようとする中学校免許状の教科	有する高等学校普通免許状の教科	教科に関する専門的事項に関する科目	単位数
国語	国語	書道（書写を中心とする。）	1以上
社会	地理歴史	「法律学、政治学」	1以上
		「社会学、経済学」	1以上
		「哲学、倫理学、宗教学」	1以上
	公民	日本史及び外国史	1以上
		地理学（地誌を含む。）	1以上
理科	理科	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	1以上
美術	美術	工芸	1以上
技術	工業又は情報	木材加工（実習を含む。）	1以上
		生物育成	1以上

注 「」内の単位の修得は、このうち1以上の科目にわたること。
また、（ ）の内容も含めて修得すること。

5 「各教科の指導法に関する科目」の修得単位は、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得しなければなりません。（免許法施行規則 第18条の2備考2号）

- 6 学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す小学校、中学校、義務教育学校、学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中学部において、教員として良好な成績で勤務した旨の実務成績証明者の証明を有する在職年数のある者が、所要単位の軽減を受ける場合の修得方法は次のとおりとします。

基礎資格			小学校教諭普通免許状			高等学校教諭普通免許状		
在職年数（備考8）			1	2	3	1	2	
教科に関する専門的事項に関する科目	各科目につき、免許法施行規則第3条第1項に定められている第2欄の科目〔附表1〕		7	5	5			
基礎的理解に関する科目	第二欄	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法	2	1	1	1	1
		第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法				1
	生徒指導の理論及び方法							
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		2	2	1	1	1	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。			
大学が独自に設定する科目（備考7）						3	2	
合計			11	8	7	6	5	

- 7 「大学が独自に設定する科目」は、備考4により修得することとなりますが、最低修得単位が2単位の場合は、2分野をそれぞれ1単位以上修得することも可能とします。

- 8 別表第8の最低在職年数（備考3の在職年数）へ算入した年数は、本表の在職年数に含めることはできません。